

秋田県工事成績評定点通知実施要領

(目的)

第1 本要領は、県営請負工事の工事成績評定点の通知に関する事項を定めることにより、工事の適正かつ能率的な施工を確保し工事に関する技術水準の向上に資するとともに、工事の品質の確保を図ることを目的とする。

(対象工事)

第2 評定点の通知の対象とする工事は、秋田県工事成績評定要領（以下「評定要領」という。）第2に規定された評定の対象工事全てとする。

(評定点の通知)

第3 契約担当者は、評定者から評定表の提出された後、当該工事の請負者に評定点を速やかに別記様式1により通知するものとする。
2 評定要領第9に基づき評定を修正した場合についても同様とする。
3 通知に関する事務は、当該工事の監督職員が所属する本庁の課、地域振興局の部及びその他出先機関（以下「発注公所」という。）が行う。ただし、委託工事等で契約を担当する発注公所と監督職員が所属する発注公所が異なる場合は、契約を担当する発注公所が行う。

(説明請求)

第4 第3の通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して10日（「休日」を含まない。）以内に書面により、契約担当者に評定点の内容について説明を求めることができるものとする。

(説明請求の提出)

第5 第4の書面の提出先は、当該工事の監督職員が所属する発注公所の長とする。
ただし、委託工事等で契約を担当する発注公所と監督職員が所属する発注公所が異なる場合は、契約を担当する発注公所の長とする。

(説明請求に対する回答)

第6 契約担当者は、評定点の通知を受けた請負者から評定点についての説明を求められた場合、請求を受けた日から起算して7日（「休日」を含まない。）以内に別記様式第2により回答するものとする。
2 契約担当者は、前項の回答をする場合、秋田県工事成績評定評価委員会に意見を求めることができる。
3 前項の秋田県工事成績評定評価委員会は、別に定める要領に基づき設置するものとする。

(再説明請求)

第7 第6の回答を受けた者は、回答を受けた日から起算して7日(「休日」を含まない。)以内に書面により、契約担当者に対して、再説明を求めることができるものとする。

(再説明請求の提出)

第8 第7の書面の提出先は、第6の回答を行った発注公所の長とする。

(再説明請求に対する回答)

第9 契約担当者は、第6の説明に係る回答を受けた請負者から再説明を求められた場合、請求を受けた日から起算して50日(「休日」を含まない。)以内に別記様式第3により回答するものとする。

2 契約担当者は、前項の回答をする場合、秋田県入札制度適正化推進委員会の審議を経てから回答するものとする。

3 前項の秋田県入札制度適正化推進委員会は、別に定める要領に基づき設置するものとする。

附則

この要領は、平成10年4月1日から適用する。

附則

この要領は、平成13年4月1日から適用する。

附則

この要領は、平成15年4月1日から適用する。

附則

この要領は、平成19年7月1日から適用する。

附則

この要領は、平成22年4月1日から適用する。

契約の相手方
所在地
商号又は名称
代表者氏名様

契約担当者
〇 〇 〇 〇 印

工事成績評定通知書

貴社が受注した工事について、秋田県工事成績評定要領に基づき評定した結果を通知します。

なお、評定の結果に疑問があるときは、当職に対してその疑問の旨を付してこの書面の通知を受けた日から起算して10日（「休日」を含まない。）以内に書面により、説明を求めることができます。

疑問の旨に対する説明は、書面により郵送いたします。

なお、説明を求める場合の書面の送付先及び手続き等についての問い合わせ先は下記のとおりです。

- | | |
|-------------------|--|
| 1 工 事 名 | 〇 〇 〇 〇 工事 |
| 2 工 期 | 平成〇〇年〇〇月〇〇日～ 平成〇〇年〇〇月〇〇日 |
| 3 完成検査年月日 | 平成〇〇年〇〇月〇〇日 |
| 4 成績評定 | |
| ①評定点 | 〇〇点（項目別評定点は、別表1のとおり） |
| (①修正評定点 | 〇〇点【評定点が修正された場合のみ】) |
| 5 現場代理人 | 現場太郎 |
| 6 監理（主任） | 技術者監理太郎
(株) A A A 建設 A A 太郎
(株) B B B 建設 B B 太郎
(株) C C 建設 C C 太郎
(株) D D D 建設 D D 太郎
(株) E E E 建設 E E 太郎
(株) F F F 建設 F F 太郎
(株) G G G 建設 G G 太郎
(株) H H H 建設 H H 太郎
(株) I I I 建設 I I 太郎 |
| 7 送 付 先 | 〒〇〇〇-〇〇〇〇
〇〇部〇〇課
〇〇地域振興局〇〇部〇〇課（〇〇事務所） あて |
| 8 手続き等の
問い合わせ先 | 〒〇〇〇-〇〇〇〇
〇〇部〇〇課
〇〇地域振興局〇〇部〇〇課（事務所） 〇〇班
TEL 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇 |

別表 1

項目別評定点

評価項目	細 別	評定点 / 満点
1. 施工体制	I. 施工体制一般	／ 3.2 点
	II. 配置技術者（現場代理人等）	／ 3.8 点
2. 施工状況	I. 施工管理	／ 11.1 点
	II. 工程管理	／ 9.4 点
	III. 安全対策	／ 12.7 点
	IV. 対外関係	／ 3.4 点
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	／ 12.9 点
	II. 品質	／ 14.4 点
	III. 出来ばえ	／ 9.5 点
4. 工事特性（加点のみ）	I. 施工条件等への対応	／ 7.8 点
5. 創意工夫（加点のみ）	I. 創意工夫	／ 5.4 点
6. 社会性等（加点のみ）	I. 地域への貢献等	／ 6.4 点
7. 法令遵守等（減点のみ）		0
8. 履行率（減点のみ）		0
評定点合計		／ 100 点

（端数処理の関係で評定点合計と評価項目毎の評定点の計が異なる場合があります）

別記様式第2

文書番号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

契約の相手方
所在地
商号又は名称
代表者氏名様

契約担当者
〇 〇 〇 〇 印

工事成績評定に係る説明書（回答）

平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで貴社から説明を求められていました評定内容について、下記のとおり回答します。

本説明に疑問があるときは、当職に対してその疑問の旨を付してこの書面の回答を受けた日から起算して7日（「休日」を含まない。）以内に書面により、再説明を求めることができます。

疑問の旨に対する再説明は、書面により郵送いたします。

なお、再説明を求める場合の書面の送付先及び手続き等についての問い合わせ先は下記のとおりです。

1 工 事 名 〇 〇 〇 〇 工事

2 疑問に対する回答

3 送 付 先 〒〇〇〇-〇〇〇〇
 〇〇部〇〇課
 〇〇〇地域振興局〇〇部〇〇課（〇〇事務所）あて
 TEL 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

4 手続き等の
 問い合わせ先 〒〇〇〇-〇〇〇〇
 〇〇部〇〇課
 〇〇〇地域振興局〇〇部〇〇課（〇〇事務所）〇〇班
 TEL 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

別記様式第3

文書番号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

契約の相手方
所在地
商号又は名称
代表者氏名様

契約担当者
〇 〇 〇 〇 印

工事成績評定に係る再説明書（回答）

平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで貴社から再説明を求められていました評定内容について、下記のとおり回答します。

1 工 事 名 〇 〇 〇 〇 工 事

2 疑問に対する回答

3 問い合わせ先 〒〇〇〇-〇〇〇〇
 〇〇部〇〇課
 〇〇〇地域振興局〇〇部〇〇課（〇〇事務所）〇〇班
 TEL 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇